

**博士後期課程の標準修業年限3年間（休学等の期間を除く）を経過した学生の扱い  
【2017年度以前入学生適用】**

- ・ 博士学位取得（論文審査終了）＝課程修了
  
- ・ 在学期間延長（論文審査未了）  
修了に必要な単位（20単位）を修得した学生は博士論文作成のために、博士後期課程に在籍することができる。（授業料等の納付金は減額あり、ただし引き継ぐ学期に限る）
  
- ・ 単位取得後退学（論文審査未了または論文未提出）
  1. 退学後3年以内に学位論文を提出し、審査に合格すれば課程博士の学位を取得できる。  
論文等提出期限：5月31日（月）  
論文審査手数料：100,000円
  2. 退学後3年以上経過したものが学位論文を提出し、審査に合格すれば論文博士の学位を取得できる。  
論文等提出期限：5月31日（月）  
論文審査手数料：200,000円
  
- ・ 留年  
博士後期課程入学後6年以内まで可能
  
- ・ 退学

**【2018年度以降入学生適用】**

- ・ 博士学位取得（論文審査終了）＝課程修了
  
- ・ 在学期間延長（論文審査未了）  
修了に必要な単位（20単位）を修得した学生は博士論文作成のために、博士後期課程に在籍することができる。（授業料等の納付金は減額あり、ただし原則として1年に限る）
  
- ・ 単位取得後退学（論文審査未了または論文未提出）  
退学したものが学位論文を提出し、審査に合格すれば論文博士の学位を取得できる。  
論文等提出期限：5月31日（月）  
論文審査手数料：200,000円
  
- ・ 留年  
博士後期課程入学後6年以内まで可能
  
- ・ 退学